

# 庄原市職員の懲戒処分等の公表について

公表日 平成29年10月2日

総務部 総務課

## 1 処分年月日

懲戒処分：①及び②の被処分者 平成29年9月30日

分限処分：②の被処分者 平成29年10月1日

## 2 被処分者の役職・性別・年齢

① 係長 男性 49歳

② 係長 男性 48歳

## 3 処分内容

① の職員 懲戒処分として停職1月とする。

(期間は平成29年10月1日から平成29年10月31日まで)

② の職員 懲戒処分として停職1月とする。

(期間は平成29年10月1日から平成29年10月31日まで)

分限処分として主任に降任させる。

## 4 処分理由

① の職員

事務局を担当する団体の平成28年度歳入金の事務処理について、公金外現金ではあるものの、一旦自宅へ持ち帰り、そのまま忘失し、会計年度内に入金できなかったこと、また、決算資料の改ざんを行なうなどの不適切事務処理により、職務遂行上、信用を失墜させる事態を招いた責任を問うもの。

なお、平成28年度歳入金については、着服がないこと、会計年度を越えたものの団体の会計へ入金されたことについては確認済み。

② の職員

平成26年度から平成28年度までの在職部署における、所管する指定管理施設関係事務において、基本協定及び年度協定未締結、上司の印鑑を購入し決裁文書へ無断で押印するなど関係事務に係る起案・決裁・合議不十分等の不適切な事務処理を行っていたこと及び、地域デイホーム活動支援事業、一人暮らし高齢者等巡回相談員の関係事務においても、決裁に伴う起案、合議が不十分であるという不適切な事務処理により、職務遂行上、信用を失墜させる事態を招いた責任を問うもの。

## 5 管理監督責任

① の職員に係る指導監督上の措置 課長 男性 55歳 文書訓告

② の職員に係る管理監督責任 該当の課長級職員は、退職しているため懲戒処分は行わない

**【懲戒処分等について（コメント）】**

今回処分を行いました2件の事案につきましては、事務局を担当する団体の平成28年度歳入金に係る事務処理及び指定管理施設関係業務等に係る事務処理に伴う、職務遂行上の不適切な事務処理により、信用を失墜させる事態を招いた関係職員の責任を問う処分でございます。

市政に対する市民の皆様の信頼を著しく失墜させたということを重く受け止め、全職員が猛省し、職員一人ひとりに法令遵守はもとより、常に全体の奉仕者として強い自覚と緊張感をもって職務に専念するよう、改めて周知徹底を行うとともに、職員の徹底した意識改革を図り、市政の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

市民の皆様に対しまして、心からお詫び申し上げます。

庄原市長 木山耕三